|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 共　済組　合使用欄 | 保険課長 | 担　　当 | 証作成 | 台　帳 | 個人番号入力日（基本自動） | 届書受付日(不備完了日) |
| 　手動 |  |
|  |  | 高 |  | 加入者登録完了 |
|  |

2024.12.

YS01

**組　合　員**

**船員組合員**

　　　　　　　　**資格取得届書**　　　〔　一般等　　短期　　短期から一般等へ　〕

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 組合員等記号・番号 | 　　　　　　－ | 基礎年金番　　号 |  |  |  |  | - |  |  |  |  |  |  |
| ふりがな氏　　名※楷書体で記入してください。 |  | 所　属機関名 |  |
|  |
| 該当の組合員種別に〇 | 一　般　等 |  | 一般組合員 |
|  | 常勤的非常勤職員 |
| 生年月日及び性別 | 昭・平　 　年 　　 月 　 　日 | 男・女 |  | フルタイム任期付職員 |
|  | フルタイム再任用職員 |
|  | 特定消防組合員 |
| 資格取得時の年齢 | 歳 | ※70歳以上→高齢受給者　28万円以上３割・未満２割※75歳以上→後期高齢者 |  | 市町村長組合員・特別職 |
|  | 船員組合員 |
| 資格取得年月日 | 令和　　　年　　　月　　　日 |  | その他（　　　　　　　　　 　　　） |
| 短期組合員 |  | 会計年度任用職員 | [短期組合員]２か月を超えて任用される見込みの場合、チェック↓□ |
|  | 臨時的任用職員 |
| 標準報酬(データ報告を行う場合は記入不要) | 固定的給与 | 円 |  | 任期付職員 |
|  | 再任用職員 |
| 非固定的 | 円 |  | 船員短期組合員 |
|  | その他（　　　　　　　） |
| 個人番号（マイナンバー） |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  | ※所属所事務担当者欄組合員本人の個人番号に相違ないことを確認しました。 |  |
| 住民票住所※正確に記入してください。 | 〒　　－　　 |
| 建物名（漢字・英字等）のふりがな |
| 居所 | 〒　　－ |
| 建物名（漢字・英字等）のふりがな |
| 給付金等振込口座 | 口座名義 | 組合員本人の名義に限る | 資格確認書の交付希望する* はい
 |
| 金融機関名称 | 銀行金庫農協 | 金融機関コード |
|  |  |  |  |
| 備考欄 |
| 支店等名称 | 支店支所出張所 | 支店コード |
|  |  |  |
| 口座番号口座区分 |  |  |  |  |  |  |  | １．普通　　２．当座 |
| 上記のとおり　組合員・船員組合員　の資格を取得しましたので届け出ます。山口県市町村職員共済組合理事長　様　　　　　　　　　年　　月　　日　　　　　　　　　住　所氏　名　　　　　　　　　　　　　 |
| ※共済組合文書受付印 | 上記の記載事項は、事実と相違ないものと認めます。　　　　　　　　年　　月　　日職　名　　　　　　 　　　　　　所属機関の長　　　　　　　　 　　　　　　 氏　名 |

※記入上の注意点を裏面に記載しています。

記入もれや記入誤りがある場合は無効とします。十分に気を付けて記入してください。

１　組合員等番号は所属所で付番した番号（５桁まで）を記入してください。

２　組合員種別により、必要な添付書類が異なります。漏れのないよう添付してください。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 添付書類（「　」内は様式） | 一般等 | 短期組合員 | 短期組合員から一般等となるとき |
| 「履歴書」 | 〇 | － | 〇 |
| 基礎年金番号の写 | 〇 | － | 〇 |
| 「年金加入期間等報告書」 | 〇 | － | 〇 |
| 「常勤的非常勤職員に関する証明書」 | － | － | 非常勤職員が、常勤的非常勤職員の要件を満たす場合のみ必要 |
| 船員手帳の記号番号の写 | 船員のみ | － |

３　届書右上の「一般等　短期　短期から一般」の該当する項目を〇で囲んでください。

　　短期から一般に該当する方に20歳以上60歳未満の被扶養配偶者がいる場合は、配偶者の基礎年金番号の写し及び国民年金第３号被保険者関係届を併せて御提出ください。

４　備考欄には、船員組合員の資格を取得した者にあっては船員手帳の記号番号を、高齢者の医療の確保に関する法律第50条第２号の規定による障害の認定を受けている者にあっては被保険者証に記載された資格取得年月日及び有効期限を、それぞれ記入してください。

５　住民票上の住所と居所が異なる場合は、住民票住所欄・居所欄のそれぞれに記入してください。住民票上の住所と居所が同一の場合は、住民票住所欄のみ記入してください。

　　共済組合における連絡住所は、居所となります。

　　また、組合員種別が「一般等」に該当する方は、居所が日本年金機構への登録住所となります。

６　給付金等振込口座とは、共済組合からの給付金等を受け取るための口座です。

　　（給付金等の例：短期給付金、共済貯金一部払戻・解約金、共済組合貸付金等）

７　金融機関名称及び支店等名称欄に、設定する振込口座の名称等を記入のうえ、該当区分（銀行、支店等）を〇で囲んでください。

　　また、金融機関コード（銀行コード）及び支店コード（店番、支店番号、店舗番号等）欄に、設定する振込口座に対応する数字を記入してください。

　※通帳等に記載されています。ゆうちょ銀行の金融機関コードは「9900」です。

８　氏名、住所及び振込口座が変更となる場合は、「氏名・住所・給付金等振込口座　変更申告書」を提出してください。

９　資格確認書の交付を希望する場合は、「資格確認書の交付希望する」欄の□はいにチェックを入れてください。

　※以下に該当する場合に限ります。

　・マイナンバーカードを取得していない者、マイナンバーカードの返納者

　・マイナンバーカードを保有しているがマイナ保険証の利用登録を行っていない者、利用登録解除者（利用解除申請中の者は余白にその旨を追記ください。）

　・マイナンバーカードの電子証明書の有効期限切れの者

10　基礎年金番号又は個人番号が変更された場合は、速やかに共済組合へ御連絡ください。

11　記入もれや記入誤りがある届書については、返送します。

マイナ保険証に関する留意事項について

　組合員資格取得日から共済組合の健康保険が適用されますが、マイナ保険証を御利用いただく場合は以下の内容に御留意ください。

〇　共済組合の健康保険としてマイナ保険証を利用する場合は、共済組合でのデータ登録が完了してから利用が

可能となります（データ登録が完了するまで、マイナ保険証による受診はできません。）。

〇　共済組合に不備のない状態で書類が提出された日から、５営業日以内にデータ登録が完了します（早期に書

類提出がされた場合は、組合員資格取得日以降にマイナ保険証が利用できます。）。

〇　データ登録が完了でき次第、お知らせとして「資格情報通知書」を交付します。（早期に書類提出がされた場

合は、組合員資格取得日以降に交付します。）

　　「資格情報通知書」の交付を受けた時点で、マイナ保険証による受診が可能です。

　　なお、「資格情報通知書」の交付を受ける前でも、データ登録が完了している場合はマイナ保険証による受診

が可能です。

〇　共済組合の健康保険取得後、初めてマイナ保険証による受診を行う場合は、事前にマイナポータルにアクセ

スし、共済組合の資格情報が登録されていることを確認してください。